

定期旅客便について、空港使用料を一時的に減免します

新型コロナウイルスの影響により定期旅客便の運航に様々な制約がある中、成田空港を発着する定期旅客便の運航回数、旅客数はコロナ前と比べて著しく減少しています。

このような情勢の下、運航回数、旅客数に基づく「成田ハブ化促進インセンティブ」及び「成田空港マーケティングインセンティブ」の両制度は適切に運用することが困難な状況となっているため、今般定期旅客便について2020年度以降の運用を一時停止することといたします。

一方で、航空輸送は重要な社会経済インフラであり、日本の経済活動や国民生活を守るために関係者が一丸となって維持していくことが必要であることから、首都圏の航空需要を担う当社は、航空会社と協力して運航の確保を図るため、成田空港において定期旅客便の運航を続ける航空会社に対し、インセンティブ制度の運用を一時停止する間、下記の通り空港使用料を一時的に減免いたします。

なお、定期貨物便については、定期旅客便と比べて新型コロナウイルスの影響が大きくないことから、現行インセンティブ制度の運用を継続いたします。

記

【空港使用料の一時的減免の概要】

1. 減免対象・減免額

- 国内線定期旅客便：**着陸料及び停留料の全額**
- 国際線定期旅客便：
 - 小型機（最大離陸重量 100 トン未満）：**1 回の着陸につき 3 万円**
 - 中・大型機（最大離陸重量 100 トン以上）：**1 回の着陸につき 7 万円**

2. 対象期間

- 2020年4月から、旅客便運航回数が2019年度実績と比較して50%を上回り、定期旅客便運航の回復基調が見込まれるまでの間（国内線、国際線に分けて判断）

3. 単位期間

- 減免額算出の単位期間は毎年度4月1日から3月31日の1年間